

令和7年度 貸切バスを利用した県内グループ旅行

商品造成支援金交付（概要版）

国内外からの団体旅行の誘致ならびに旅行需要の平準化を促進するため、本県を目的地とする貸切バスを利用した県内グループ旅行を実施する旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

【交付対象者】

旅行業法第3条及び第23条の登録を受けている旅行会社

※過去（5年間）の不正交付で返還または申請取消の処分を受けた旅行会社は対象外

【対象となる旅行の期間】

第1期：令和7年9月1日（月）以降かつ帰着日が令和7年9月30日（火）以前の旅行

第2期：令和7年12月1日（月）以降かつ帰着日が令和8年2月27日（金）以前の旅行

【交付要件】

- ・静岡県内に1泊以上する10名以上の団体旅行であること
※公立の宿泊施設利用は対象外
- ・旅行行程の一部に貸切バスを利用すること
- ・旅行行程における本県を訪問（*1）する日数のうち、2日以上が平日（*2）であること
※*1及び*2の定義は、交付要綱にてご確認ください。
- ・静岡県観光協会及び静岡県が実施する他の貸切バス利用に対する助成制度（支援金交付）を受けていないこと

【交付額】

- ・貸切バス1台につき30,000円
※1事業所あたり上限450,000円
- ・上記に加え、以下①～④の加算条件あり（加算条件は重複可）
 - ①旅行行程に富士山静岡空港または駿河湾フェリーを利用：1台につき10,000円
 - ②静岡県内の貸切バス事業者の貸切バスを利用：1台につき10,000円
 - ③静岡県内に2泊以上する団体旅行：1台につき10,000円
 - ④関西エリアを出発する団体旅行：1台につき10,000円（第2期のみ設定）

【受付開始】

令和7年7月1日（火）

【申請方法】

電子申請システムにより申請してください。

公開次第更新いたします。

※詳細は下記URLよりご確認ください。

【問合せ先】

公益社団法人静岡県観光協会

国内マーケティング課 小澤

TEL：054-202-5595（平日8:30～17:15）

mail:kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp